

佛性の業

——厭離穢土・欣求淨土——

小川 一 乘

はじめに

われわれには、われわれを束縛してやまない生死（無明）の業と、その束縛より解放せしめんがための佛性の業とがある。佛教において業論はきわめて大きく重要視されてきたが、それは、それら諸業がわれわれを束縛してやまない業であるが故であり、それらの諸業からわれわれを解放せしめることこそが佛教の目的であるが故である。従つていうまでもなく、佛教の歴史は、佛（覚者）の智慧に基いて、その智慧から必然的結果としてはたらきでた慈悲のはたらきをもって、われわれを生死（無明）の業から解放せしめんとした解放の歴史であつたといえよう。^①

ところで、われわれを生死（無明）の業より解放せしめる佛性の業とは、次下に解説を試みた「究竟一乘宝性論 (Ratnagotravibhāga Mahāyānottaratantra-sāstra)」とその註釈 (Tika) に明らかな如く、「厭離穢土・欣求淨土」ということにほかならない。佛性思想は、「一切衆生悉有佛性」という大前提の上に成立している大乘佛教における重要な思想の随一であるが、「生きとし生ける者ごとごとくに、佛性 (buddha-dhātu・覚者となる因) がある」

というこの思想を、目下の「佛性の業」ということで換言すれば「生きとし生ける者ごとくくに、
 〃厭離穢土・欣求淨土〃という業がある」ということである。まことに、穢土（生死・無明の世界）を厭離し、淨土（涅槃・眞実の世界）を欣求することこそ佛道実践の基本であり、そこにこそ發菩提心の発動がある。穢土に対する厭離なき淨土に対する欣求はなく、淨土に対する欣求なき穢土に対する厭離はない。而して、厭離と欣求なくして淨土を語るは淨土を汚し、欣求と厭離なくして穢土を語るは所詮無明でしかない。

次下に解説を試みた部分は、宝性論において「佛性の業」が解説されているところであるが、そのダルマリンチエンの註釈（Tika）が難解であるため不十分な解説に終らざる得なかった。従って、一応の解説試文でしかない。〔この解説試文について〕

一、サイドラインを附してある部分は宝性論本文（Skt. p. 30, l. 4, p. 35, l. 18-p. 37, l. 9）であり、その外の部分はダルマリンチエンによる註釈（Tika）^③の文章である。

Skt. : Ratnagotravibhāga Mahāyānottaratantra-śāstra (Edited by E. H. Johnston, Patna, 1950)

Tika; Mahāyānottaratantra-tika (Otan. No. 10148, Toh. No. 5435, Toyo. 蔵外七四)

一、「〔〕」内は意味を明確にするために挿入した解説者の文章であり、（ ）内は語意を明確にするため補ったものである。
 一、各区切の終りに示した（ ）内の数字は Tika (Otan. 本) の頁数行数である。

註

- ① 白井成道「根本佛教の立場」（ポストモダニスト、第2号、FAS協会）参見。
- ② この点については、拙著「インド大乘佛教における如来藏・佛性の研究」（文栄堂）第一部第一章を参見されたい。
- ③ ダルマリンチエンの宝性論釈（Tika）については、前掲の拙著の序説第二を参見されたい。

〔佛性の〕業 (karma) の説示

『苦を厭い、寂靜を得んとの切望と願いと業を有する』(35^a~b, Skt. p. 30)

(この半偈に対する釈疏は、次の如くなされている)

〔佛の〕種姓 (gotra) を具する者のなす業 (karma) が大いなる願望 (mahāśradhā)^① であることは、輪廻の苦なる膿にたえないことを了知して輪廻の苦を厭離し、寂靜なる涅槃を得んと切望と、得ていたらという願いを業としていることである。そのような考え (buddhi) が生じるならば、〔佛の〕種姓を有する者のなす業であると知るべきである。(Tika, 82a^b-e)

〔佛性の〕業の意味を広積する

『もし佛性 (buddha-dhātu) がないならば、苦に対する厭離はないであろう。また涅槃に対する欲求も要求も願いもないであろう』(40°, Skt. p. 35)

(この偈文に対する釈疏は、次の如くなされている)

もし本来的に清淨であり無漏の種子である佛性 (buddha-dhātu・佛となる因) がないならば、苦の過患 (adinaava) を見ることに對する厭離 (nirvid) はないのである。また、安樂の利益を見ることによる涅槃に対する欲求も要求も願いもないであろう。

これによって指示されている (akṣipta) 証成 (sādhana) は、有情には佛の種姓 (buddha-gotra) がある。何

となれば、輪廻が嫌悪(griha)され捨離されんとし、涅槃が獲得されんとするのを見るが故である”ということである。(91^{b5}~92^{a1})

次の如く、勝鬘經^②の中に、”世尊、もし如来藏(tathagata-garha・如来を生み出す胎藏)がないならば、苦に對する厭離もなく、涅槃に對する切望も欲求も願いもないであろう”と説かれている。

その点について略説すれば、佛性(buddha-dhatu)なる本来的に清淨である種姓(gotra)は、邪定聚(mithyatva-niyata)^④の有情におこつたことも、二種の事柄(karya)を実現(pratyupasthapana)する。すなわち、輪廻における苦の過患を見ることによって「輪廻に對する」厭離を生起せしめ、涅槃における安樂の利益を見ることによって「涅槃に對する」切望と欲求と願いとを生起せしめるのである。その中、切望(chanda)は熱望(abhisa)であるとは、涅槃において得らるべき功德が具わつていと了解することである。欲求(iccha)は熱望された対象(abhisita-artha)を得ることに卑劣(samkoca)でないことであるとは、かの功德を具えているものを得んとすることである。要求(parthana)は熱望された対象を得るための方便(upaya)を探求すること(parimargana)であるといふそれは、「得るべき対象を」すでに了解していることである。願い(pranidhi)は熱望された対象に對する意志(cetana)であり、心の発露(cittabhisankara)であるとは、かの方便によって涅槃が成就されるであろうことを見て愛慕することである。(92^{a1}~⁵)

『有(bhava・輪廻)と涅槃とにおけるその苦と安樂と、過患と功德とを見るのは、「佛の」種姓(gotra)があ

るときにあるが、種姓なき人々には、そのことは認識されないのである』(41。Sk. p. 36)

(この偈文に対する釈疏は、次の如くなされている)

有(輪廻)と涅槃とにおけるその苦の過患と安樂の功德とを見るのは「佛の」種姓があることによるからである。およそ、有(輪廻)と無(涅槃)との過患と功德とを見るそのことは、「佛の」種姓なき人々にはないからである。先によつては「輪廻に対する」隨行(ānugati)が、後によつては「涅槃なる」止滅(nirvṛti)が説かれている。(92a⁵⁻⁶)

⑥ 白分(Suklaṅka・性善)なる順解脱分を具する人によつて、一般的なものとする特殊なものとしての輪廻の過患が思考されて、輪廻における苦の過患が見られ、また涅槃における安樂の利益が見られるそのことは、相續において解脱の種姓があるときにあるのである。従つて、因なく縁なくしてそれが生起するというのは道理でない。

輪廻の過患と、解脱の利益を得ることと、空性の声を聞くことによつて、身(ka)の毛がよだつ(ka)等が起るとき、自らの相續において順解脱分の善根(mokṣabhāgiya-kusalamūla)があると知るべきである。しかし前もつて作られてゐる順解脱分と同一ではない。何となれば、そこにおいては、道を修習する必要があるからである。

その意樂なくして、別解脱律儀(pratimokṣa-saṃvara)は全く(śūnya)生じがたいことによつて、輪廻の過患を見て、「それを」厭離する習氣(vāsanā)を起立することに精進すべきである。清淨なる朋友によつてよく説明されたことによりただ一度だけ「その意樂が」生じたときでも、順解脱分の善根を具すると知るべきである。(92b¹⁻⁹)

⑦ そのような隨行と止滅とを決定する根拠・何故であるか、と云わば、もし殺生などの罪惡(pāpa)を排除するこ

とによって生起するその如くではなくして、因なく縁なくして、「佛の」^⑨種姓なきに、有と無との過患と利益とを見るものがかれにあるならば、般涅槃しない種姓を有する者としての一闍提 (icchantika) にすらも、^⑩そのとき、有と無との過患と利益とを觀るそのことがあることにならう。しかしそうであつては過誤に墮ちいることになる。

過誤に墮ちいるとして指摘した確かな証拠・およそ遇来的な垢を淨化した種姓は、「それが」はじめから在ることを覺醒する縁としての善き人に出遇うこと、まゑもつて福德を積んでいること、順境に住すること、自からよく願つて如理作意 (yoniso manasikarah) に住すること等である解脱を得る縁としての四つの白法 (cattūsukka) を正しく具有することによつて、「佛の」種姓を覺醒せしめ、「佛の」種姓を覺醒したことによつて種姓があるとして解せしめる。

過誤に墮ちいるという命題 (pratijñā) における障害 (vāda) を説示・三乘の中の隨一の法に対する信解 (adhimukti) を生じない限りその限り、有と無とにおける過患と利益とを見る知恵 (buddhi) を生ずることは達成しえないのである。(92b5~93a3)

種姓を断たれた状態の人々であるかれら(一闍提)にも種姓がある。その理由は、智慧顯現莊嚴經 (Āṅgīrāśīkāra-sūtra) ^⑪の中に、「その点について、後に正法を聞くことによつて、邪定の相續 (mithyāvarāṇīyata-saṁtāna) における諸々の有情の身にすらも、如来の日輪の「如き」智慧の光が、^⑫淨らかな深い意樂 (adhyāśāya・増上意樂) を具する菩薩や獨覺の種姓ある者や声聞の種姓ある者や淨らかな深い意樂を具する有情や正しい信解を具する (yathāvat-adhimukti) 者の身の上に、順次に降りそそぐことによつて、かれらを利益することになる。そして未來

の因である解脱道が生じることによって、善法を増長せしめる」と説かれている(93a-v)。

次の如く、聖般涅槃〔經〕等の多くの經典の中に、

「一闍提(içchantika)は畢竟じて般涅槃しない性質を有する」

と説かれていることに矛盾する、と云わば、そのように説かれたそれは、大乘の法を怨怒し、解脱に背を向けることが、邪な輪廻に愛執する力を有することをますます増長する者(içchantika・一闍提)の因であるが故に、大乘の法を怨怒すれば解脱を得ることにならないという必要性としての大乗の法を怨怒することを止滅せんがためである。根本意趣は、「かれが大乘の法を怨怒するとき」数えきれないほどの長い間の他時を輪廻に流転しなければならなく、「なかなか」解脱が得られないことを意趣して説かれたのである。(93b-4)

遇来的な垢によって「そのために」畢竟じて清浄とならず、佛を得ることができない有情が一人でもいるとなすべきではない。すなわち一切有情には、本性として清浄なる種姓(prakṛti-parisuddhi-gotra)^④があるが故に、また修得完成されるべき種姓(samudanta-gotra)があるが故に、畢竟じて不浄なる性質の者はいえぬ。

次のことが伺察されるべきである。すなわち、

(1) 一切有情によって佛が得られることが可能であるならば、佛は後にごく少数の有情の利益のみをなすべきであることによって、利他は少分となり、福德聚を円満しないことになる。

(2) 一切有情が成佛してしまっているときは、「佛は」一人の有情の利益すらもなさないことになるから、「佛の」

利他は断たれることになり、虚無の辺に墮ちいることになろう。

(3) 一切有情が佛を得ることが可能でないならば、正等覺者たちによって自ら獲得されたその位に一切有情を安立せしめんとして、輪廻の続く限りなされる十二の仕方(十二分教)によつての転法輪は効果なきものとなり、また一切有情が輪廻の苦を寂滅することのみを求めても、しかも大乘の大悲という特徴を円満しない。すなわち世尊たるものとして自ら「獲得された」その位に一切有情を安立することが「でき」ないとき、法を愛惜して弟子に伝えないこと(dpe nkhyaud)^⑤がある過誤に墮ちいる(墮過)等の五害が説かれていることに矛盾する。「何となれば、それら五害を説く必要がないことになるからである」。

(4) 一切有情によつて輪廻の苦が寂滅され得ることができるときは、究竟一乗としてすでによく証成されていることによつて、佛を得ることが努力なくして成就し、「また」解脱を全く得ることが可能でない有情がいるときは、それは声の如くにあらざる密意(abhīpṛāya)を有するものとして、聖軌範師によつて教証と理証とをもつて証成されているのと矛盾するから、「これらの点について」どうしてであるかを説明しなければならぬ。

一切有情が佛を得ることが可能であるとき、輪廻に辺際がないと述べることも合理的でないものとなろう、と云わば、それについて、二がある。

(1) 反対論者の主張を否定する。

(2) 自らの主張を設定する。

第一「反対論者の主張を否定する」・或る一類の人あっていわく、『一切有情は成佛するであろうと決定することは

現に望めないし、^⑤「一切有情は」成佛するであろうという可能性のみとしても証明することはできない。すなわち果が生じる可能性を証成するためには、因聚の充分であることが証掘 (linga) として確立される必要がある。もし一切有情において佛「となるため」の因聚が充分であるならば、解脱道にまだ悟入していない有情はありえないという過誤に堕ちいること (墮過) になる。その同じき理由によって、有情は、有情が輪廻して輪廻がある限り、それ以外としてなく、従って輪廻の終局もない。また、^⑥究竟一乗として証成される意味 (artha) は、「解脱」道にすでに悟入している一切有情が成佛するであろうとの意味である^⑦と説かれているとしても、しかし「そのように説かれている」宗 (prajñā・命題) が道理によって証明されているのは見られない。すなわち、因聚が充分であるとき、果が生じる可能性の普遍性・確実性は道理を語る概念 (abhiprāya) であるが、しかし果を生じることが可能であるとき、因聚が充分であるとの普遍性は「道理を語る」概念でない。何となれば、道理に矛盾するが故である。それはまた「たとえば」、麦の種子より麦の芽が生じることが可能であるが、しかも「種子だけでは因」聚が充分であると証成されないが如きの故である。

またさらに、聖なる声聞たちによって佛が得られることが、(1)可能であるか、或は、(2)可能でないか。第一の如く「可能」であるとき、「声聞にも」佛の因聚が充分であるという過誤に堕ちいること (墮過) を許すことにおいて、「声聞が」大乘の道に悟入しているという墮過となる。前後両方の墮過の証掘 (linga) と妥当性 (vyapti) は承認されているし、後の墮過が極度の墮過 (atiprasaṅga)^⑧であることも承認されている。一切有情が「大乘の」道に悟入している者のみではないことに違反する。第二の如く「不可能」であるとき、事実上矛盾する。究竟一乗であることにも矛盾する。また一切有情が成佛するであろうとき、成佛してしまっていることがありうると認めるべ

きであるというのも「汝の」主張としてきわめて明らかである。「が、それは全くの過誤である。」と。

他の人々があつていわく、『輪廻に終局はないという定義はその通りである。一切有情は成佛するであろうとしても、一切有情が成佛してしまつてゐることはありえない。しかるに、一切有情が成佛するであろうとき、一切有情が成佛してしまつてゐることがありうるという墮過となる。何となれば、一切法は滅するであろうからである。』という墮過について「このことを反証する」証権 (pramāṇa) と承認 (abhyūpagaṇa) との明確な何らのものも説示する根拠がないという墮過を説示している。しかるにそのことが許されるとき、どのような過誤があるか、「と云うと」、一切法が消滅してしまつてゐることがありうる^もとき、一切法が虚無であることがありうる^もと語らなければ「釈答」・全く許される。すなわち、「汝の論法によれば」一切法 (Dharmā) が無であることがありえないとき、法 (dharma) が無であることはありえない^もと認めねばならないことになる。[「そうであれば」] その限りの法は有であるが、それ以外としての法は無である^もとということが墮過となる。「もし反論して」一切法が消滅してしまつてゐることがありうる^も「という墮過となる」が故に^もと云わば、その意味が、それ以外の法はありえない^もということ墮過となるという意味であるとき、しからば^もその限り青は有であり、それ以外として青は無である^もと証成できることが墮過となる。青が消滅してしまつてゐることがありうるが故に、「汝の主張の」証印 (Tigra) が成立しないとき、「汝にとつて一切法は」常住実体的なものという墮過となる。すなわち、自らの因より生じて消滅してしまつてゐることがありえないが故に、一切法が消滅してしまつてゐることはありえない^もことにおいてまた、そのような墮過となる。一切有情が成佛してしまつてゐることがありうることは墮過である。成佛するであろうが故である^もというこ

とについて、一類の人あって、一切有情が死んでしまっている者として普遍であること (vyapti) は墮過である。一切有情は死ぬであろう者として普遍であるが故である」という過誤を「喩として」語るのは、知識がきわめて粗雑であることを明らかに示している。

先の墮過において『一切有情が成佛してしまっている者として普遍であることは墮過である』といわれ、或は「一切有情が成佛してしまっていることがありうることは墮過である」といわれていることが正確に了解されるべきである。「一切有情は成佛するであろうけれども、成佛するであろうと決定しているのではない」と語るのは、道理を知らない混乱 (vikāra) であることが明らかである。⑮ 汝の一切有情は成佛するであろう」といふかの決定智 (niścaya) は、汝自らの相続である証権 (Pramāna) によってもたらされるのか、或はもたらされないのか。第一の如く「汝自らの相続である証権によって、その決定がもたらされるの」であるとき、『一切有情は成佛するであろうけれども』一切有情は成佛するであろうと決定することにおいて墮過となる。一切有情は成佛するであろうと証権によって決定するが故に、「しかもそのこと」普遍であること (vyapti・遍充) は証成されない。すなわち証権によって決定されても、事実 (artha) において決定されていないが故である』と云わば、汝の一切有情は成佛するであろう」といふかの決定智は、固執された対象 (abhinivesa-viśaya) に対する雑乱の邪智であることに於いて墮過である。汝の知識によって「成佛するであろう」というように決定するのであり、事実の根拠 (arthā-sthāna) を欠いていることにおいて「成佛するであろう」という決定は何らもありえないが故である。たとえ火によって煙が生じると証権をもって証明しても、「煙の」生じていることが「事実として」決定していないその如くであるとき、矛盾を確定すること (pratya) への反証 (Pratibandha) はありえないであろう。⑯ 註釈の中に「決

定されないものでこそ (nid) ある。反証する者がありうるが故に」と釈されているからである。

同じく「証権を重んじる汝の立場から」『成佛するであろうと決定するとき、成佛するであろうことについて矛盾を確定することへの反証「相違縁の害」はありえないことになるからである』と云わば、喩と事実との両方がともに証成しない。すなわち、かの喩において、火によって煙が生じると証権によって決定するとき、「現に煙の生じていることが決定していなくとも」煙が生じると決定しないのは矛盾である。証権によって決定しないとき、命題 (Pratijñā) の意味が証権によって証成されない如く、命題は、われわれの命題なるものを設定することを証成せしめる何らの真实性もない、と自ら暗愚であることを示しているだけである。

さらにまた、『聖なる声聞や独覺たちは成佛するであろうと決定していないという墮過となる。成佛するであろうことについて矛盾を確定することへの反証はありうるが故に、「それについての」普遍性は認められる』と主張するとき、究竟一乗と決定することを自からも主張することに矛盾する。註釈のかの本典の意味もまたその如くでない、その解釈において広く述べられた。その如くでなくして、汝が主張する如くであるとき、瓶は存在すると決定されない墮過となる。瓶が存在することについて矛盾を確定することへの反証はありうるが故である。それ故に、生じることについて矛盾を確定することへの反証がありえても、それが生じないとすることはできないことについて、どのような矛盾があろうか。

第二の如く「汝自らの相続である証権によって、その決定がもたらされないの」であるとき、「すなわち」一切有情は成佛するであろうという汝の決定が汝自らの証権よりもたらされないとき、汝にとって一切有情は成佛するであろう」という命題は道理でないという墮過となる。また「成佛するであろう」という汝の判断智は適切な

もの (anyarttha) でないという墮過となる。 // 成佛するであろう // というそれは、汝の相續である証権によって証成されないが故に、普遍性がないことにおいて、見られず知得されない因 (Hetu) は真実でないといふ誹謗されねばならないことになる。その如くであるとき、因は他の真実についても道理は同じであるから、間接的な認識 (Parokṣa) のすべてを証成する何らのものもない、と認めねばならないことになる。それ故に、了解を具する賢者と愚者との差別は、自らが認める命題の意味を証権によって証成する方軌を明確に設定することを知っているのと知らないとの差別である。

一切有情は成佛するであろうことが証権によって証成されて、成佛するであろうことがあると決定されないと証権によって知覚されるものはあると決定される設定がなされないことになる。成佛するであろうものとして存在していることは定まっています、成佛するであろうと決定されない、と語ることより他のどのような不道理がであろうか。一切有情の空間 (snas) と時間 (shod) との面より、成佛するであろうと、成佛しないであろうと、必定しているかしていないかである。後の如く「に必定していないの」であるとき、「成佛するであろうとか成佛しないであろうという」承認は矛盾する。第一の如くに「必定しているとき、すなわち」成佛しないであろうと必定しているとき、承認は矛盾する。成佛するであろうと必定しているとき、成佛するであろうと定めないのである。有情の空間と時間との面より、どこにおいても「成佛するであろうと」必定していない、と云わば、有情の空間と時間との面よりどこにおいても「成佛するであろうと」必定していないとき、成佛するであろうと汝によって判断されるそれは相応なきもの (asambandha) とならう。

「無垢なる種姓に道を開く力なく、

聖教に教化をあらわす教令なきに、

勝者(佛)の真意 (abhiprāya) を註釈する、と語るは、

佛説を捨てるに等し。」

第二「自らの主張を設定する」・すでに述べた如く、成佛するであろうと認めて、成佛するであろうことを尊重するのを認めないのは道理に矛盾すると述べた。一切有情は成佛するであろうと証成されないというそれも、道理として伺察にたえられない。一切有情の心は本性として清浄でないとき、所知を真実体 (satya・諦) として成立する法 (dharma) はありうると認めるべきであるから、一切法は諦空 (satya・śūnyatā) であると証成によって証成されないが故に、勝義諦は設定されないことになる。「しかるに、一切有情の」心は本性として清浄であることが証成によって証成される時、諦執なる習気を具する垢が心を離れる可能性において、「垢が」遇来的であると、かの同じき道理によりて証成される。それ以外としては外教の学徒 (mīmāṃsaka) の如く、垢が心の本性に入っていると認めねばならない。

垢を離れる可能性を証成によって証成するも、垢を摧破する対治が相続において生じる可能性を証成しない、と云わば、

- (1) 有情たちの相続であるかの垢を摧破する方便がないが故であるか、或は、
- (2) 方便があっても、知る者が誰もいないが故であるか、或は、
- (3) それ(方便を知ること)があっても、求めることを随時に生じえないが故であるか、或は、

(4)そのことがありえても、方便を知れる人によって慈悲 (H.P.) が等起されそれが示されることがありえないが故であるか、或は、

(5)示されても、かの方便に悟入して学修することがありえないが故であるか、である。

第一は道理でない。無我を了解する般若を学修して垢をことごとく滅尽することが可能であるが故である。

第二は道理でない。有情のために、無我を了解する般若を学修する方便が到彼岸の説示を道理をもってよく証成しているが故である。

第三もまた道理でない。諸佛の激励 (codana) によりて、至福 (abhyudaya) を求めることを生じない有情はありえないが故に、また至善 (niḥstreyaśa) を求めることをともあれ生じないとしても、一切有情は佛の二種姓を具するが故に、また一切有情が佛位に立つことを許す悲 (karuṇā) を害さないことによつて、ともあれ一人でも輪廻を厭離し涅槃を求めることを生じることが故である。これは三伺察によつて清浄なる聖教の正しくの因に依りても証成される。

第四もまた道理でない。有情が自から求めるとき「でも」、佛世尊は一切有情を一子の如くに慈しむことが害されないことによつて、法を説示することを捨てないが故である。

第五もまた道理でない。しばらく「佛の」種姓を目覚めしめる縁を完備して、種姓に目覚めることになることは本論の偈頌や解釈文等によつてよく証成されているが故である。

以上、成佛するであろうことがありえない人はありえないと認めて、一切有情は成佛しないであろう、または成佛するのでも成佛すべく定められているのでもない」と認めるべきでない。

しからば『一切有情は成佛してしまつてゐるというのは墮過である。成佛するであろうが故である』と云わば、実に許される。成佛してしまつてゐるのは墮過であると罵る (av/ksip-) のは道理でないとして述べた。

しからば、『有情はいつも存在しない者 (adhava・無) でありうるのは墮過である。一切有情は成佛した者として存在している者 (bhava・有) であるが故に』と云わば、『その主張には』普遍性がない。汝が成佛した者としての存在であるとき、汝が存在しない者 (abhava) であることは矛盾である。有情が無 (非存在・adhava) でありうるのは墮過であるというけれども、実に許される。畢竟無なる法 (bhava) が存在しているが故である。

(1) 諸佛の目的とされる対象としての有情が無 (非存在) でありうることは墮過であるというけれども、許される。先の如くである。(2) 佛の目的とされる対象としての有情が断滅することがありうるのは墮過である。一切有情は成佛した者として存在しているが故である(「というけれども許される」)。(3) しからば、第八地の菩薩を特性とする汝が断滅することがありうるのは墮過である。汝は成佛した者として存在しているが故である(「というけれども許される」)。普遍性はともに等しいから、三つとも認められる。汝はその普遍性を証成するのが佛であるとき、有情でないことによつて、普遍性について「汝が」考へるのか考へないのかをよく了解せよ。また詳しく観察するとき、一切有情は成佛した者として存在しているのであつて、一切有情と佛との両者の差別はなされない。

『一切有情は成佛した者として存在しているとき、それはどこに存在しているのか、如何なるとき存在しているのか』と云わば、しからば、汝によつて『有情のために佛が得られるべきである』といわれる所得としてのかの正等覚は、誰の相續においてあるのか、如何なるときあるのか。「汝が答えて」『自らが現等覚するときにあるのであり、かれの相續においてあるのであるが、菩薩聚なる道にある者の相續において、かれの所得である佛はないが故である。

因と果とは同時でないが故に」と云わば、その他についても、そのように語ることに、どのような不合理があるか。輪廻に最初があるとき、無因となるから、最初の辺際はないことにおいて、終局の辺際があるのでもない、と云わば、一類の人あって『輪廻には総じて後辺はないが、輪廻には別して後辺（終局）はある』と語るのは矛盾である。存在物 (bhava) としてはありえない瓶について、存在するというのは矛盾であるが故である。或る阿含の中に「輪廻に後辺は見られない」と説かれたのは、或る有情が、かのときのみに解脱を得るが、それ以外に「解脱を得ることを」生起しないというときの決定は凡夫たちによって考えられるべきでない、という意味である。従ってすでに述べた如く、解脱を得ることがありえない有情はいないと知るべきである。人あって、// 輪廻に後辺がないことにおいて、一切有情は成佛するであろう」というのは、矛盾せる難儀である。戯論 (prapañca) はもう充分である。(93b⁺~98b⁺)

有情が遇来的な垢によって清浄となりえないのは道理でない。その故は、世尊によって差別なく一切有情には、本性として清浄にして、遇来的な垢を清浄にする可能性があることが意趣されて説かれている (98b⁺~99)。

「有情の心とその垢とは無始であるけれども、しかも遇来的な垢は終りを具している。すなわち、心が本性として清浄であることにおいて、遇来的な垢のことごとくが清浄にされて、輪廻が力なくなるときにはたらきでる常住であることを性質としている本性として清浄なる真如は、無始より垢の殻によって外側が覆われて、現前に見られない。あたかも、金像が泥などによって覆われている如くである」^②

と、経の中に説かれている。(98b-4)

- 註① dad che ba→dad pa chen ba. 還元 Skt. に示されている如く、「大いなる願望」とは「大淨信」「大信心」ということである。なま Myyt. No. 2204 に dad che ba = lampa 的用例がある。
- ② 大正第十一卷六七七頁。大正第十二卷二二二頁bに相当する。
- ③ Skt. 欠。Tib. によろ。
- ④ 佛性論(弁相分第四中、事能品第四)には「不定聚」とあるが、悉有佛性の立場からすれば、「邪定聚」とあるべきであろう。「不定聚」とあるのは、瑜伽唯識学派としての世親の理解とすべきであろうか。
- ⑤ 以下に説明される chanda, iccha, prārthana, prāṇidhi との四種心について、宝性論の漢訳(大正三十一、八三一頁a)では「求心、欲心、願心」の三心のみであったり、「欲、求、憐、欲得、願」ともある。なお佛性論では「欲求樂願」の四種心とあるが、説明の内容に少しく相異したところがある。例えば、第一の「欲」については四種の信が、また第四の「願」の説明の中には「以自利故不捨涅槃為利他故不捨生死」の一文が述べられている。
- ⑥ 以下については、佛性論では「淨分」と表現され、福德分と解脱分と通達分という内容で説明されている。
- ⑦ Skt. 欠。Tib. によろ。
- ⑧ paṃsamucchedayogena によろが、Tib. に従って paṃsamucchedayogena に訂正。なお Tib. に関して、宝性論では sdig pa mi zad pa dan ldan pañi~ によろが、Tika では sdig to sei bañi~ と言いかえられている。
- ⑨ Tib. と Tika は欠。
- ⑩ Tib. は log sred can. 普通は hdod chen. この点については、拙著「インド大乘佛教における如来藏・佛性の研究」(文栄堂)一九九二〇〇頁を参見されたい。
- ⑪ Tib. では khkor lo bshi (caturcakra・四輪)とあり、佛性論に一致する。宇井伯寿著「宝性論研究」五三六頁脚註(1)。

Takasaki「英訳宝性論」二二三頁脚註一七四などを参見されたい。ちなみに、佛性論では、この「四輪」の内容が、(一)住如法国土(住善処)、(二)依善知識(近善友)、(三)調伏自身「心」、(四)宿植善根として詳しく説明されている。このTikaの説明と対照するとき、順序に相違があるだけで内容的には一致するといえよう。

- ⑫ 本文には欠くが、Tikaによる。漢訳宝性論には「華嚴性起」(Avatamsaka-gotrōpatti)である。
- ⑬ Tib. གཏུགས་ཀྱི་རྣམ་ཤེས་ཀྱི་རྣམ་ཤེས་ (光) とあるのみ。
- ⑭ 本性住の種姓 (praktiṣṭha-gotra) のこと。前掲の拙著八四頁を参見されたい。
- ⑮ Satapitaka Dic. に muṣṭi という用例がある。いまはその意味をこのように理解した。
- ⑯ Ita shog→「現在無望」(格西曲札藏文辞典による)。又は「見るべし」の意味か。
- ⑰ thal chos (墮過法) とあるが、こゝまは thal chos とした。もとより thal chos であっても意味に大差はない。
- ⑱ ~ rigs pa mi ses paḥi nman ḡyur du gsal te/
- ⑲ ḡgal rkyen si gegs (相違縁の害)。
- ⑳ /nman ḡgrel las ma nes pa ni nid yin te / gegs byed pa dag srid phyir ro // (95b⁺-9)
- ㉑ Ikrog gyur.
- ㉒ 本文一七九頁に示されている「本性住の種姓」と「修得完成されたる種姓」のこと。
- ㉓ lam pa
- ㉔ spyi mthah とあるが、phyi mthah と訂正すべきであろう。
- ㉕ Tib. ཅུ་ཐཱ་མཱ་, ただし宝性論のチベット訳では tha を欠くので Tika に従った。
- ㉖ 出典未詳。宇井伯寿著「宝性論研究」五三六頁脚註(5)を参見されたい。(昭和四十九年度文部省科研「総合研究」による成果の一部)